
【是正通知直後の企業対応に関する追加報告】 離職理由の異議処理放棄について

MUFG会計監査ホットライン <mufg-accounting-audit-hotline@hokusei-law.com>

2025年6月10日 10:04

To: 木村俊介 <shukku9998@gmail.com>

木村 俊介 様

再度のご連絡内容について拝見いたしました。

今回お送り頂いた資料には木村様の大事な個人情報も少なからず含まれており、これまでのように銀行の所管部署に引き渡すことは恐れながら控えさせて頂ければと存じます。

就きましては、木村様が事業者から離職されたこと、加えて、それに際し雇用保険の申請書類に事業者が記載した離職理由「解雇」について、木村様が「異議申し立て」されていることのみに限定して銀行所管部署にお伝えさせて頂ければと存じます。

なお、お訴えの主たる内容は既に連携済みでもございますので、こうした対応は当窓口の本来の役割から離れますことについてご理解頂きたく、以降、経過報告や参考情報の提供等を目的にご連絡を頂戴することはお控え頂きたく、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2025年6月10日

MUFG 会計監査ホットライン通報窓口

弁護士法人北星法律事務所

From: 木村俊介 <shukku9998@gmail.com>

Sent: Monday, June 9, 2025 8:13 AM

To: MUFG会計監査ホットライン <MUFG-accounting-audit-hotline@hokusei-law.com>

Subject: Fwd: 【是正通知直後の企業対応に関する追加報告】 離職理由の異議処理放棄について

弁護士法人北星法律事務所 御中

(MUFG 会計監査ホットライン ご担当者様)

平素より大変お世話になっております。

公益通報者の木村俊介です。

本日2025年6月9日午前8:00、消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室に対し、下記内容のメールを正式送信いたしましたので、参考として共有申し上げます。

当該メールは、貴庁より2025年5月29日付で発出された「是正通知」に対し、対象事業者（前田建設工業株式会社）が同日中に一方的かつ形式的に手続きを進めた事実、またその過程で「離職理由に関する異議申し立て」が正式に記載・返送されたにもかかわらず、「解雇」のまま処理が確定された経緯を記録したものです。

本件は、通報制度の「実効的運用」に関する是正通知の趣旨に明確に反する対応であり、制度的対応放棄と評価され得る重大な行為と受け止めております。

つきましては、今後の監査・リスク評価・企業統治体制の確認等におかれまして、本件が判断材料の一つとなりますよう、事実関係のご確認をお願い申し上げます。

以下、消費者庁に送信済みの内容を全文引用いたします。

----- Forwarded message -----

From: 木村俊介 <mailto:shukku9998@gmail.com>

Date: 2025年6月9日(月) 8:00

Subject: 【是正通知直後の企業対応に関する追加報告】 離職理由の異議処理放棄について

To: 公益通報者保護制度担当 <mailto:g.koueki24@caa.go.jp>

消費者庁
参事官（公益通報・協働担当）室 御中

公益通報者の木村俊介です。

2025年5月29日午前中に貴庁より受領いたしました「是正通知」に関して、同日、対象事業者である前田建設工業株式会社より、以下の書類一式が送付されました。

これらには、「離職理由に関する異議有無」を通報者に確認する書面を含む、形式的な解雇手続き一式が含まれており、是正通知に対する確認または調整の痕跡がないまま、同日中に手続きが一方的に進行されたことが確認されます。

添付の「社会保険関係書類送付書」には、2025年5月29日付と明記されており、貴庁からの是正通知と同日であることが形式上記録されています。一方で、実際の配達・受領日は2025年5月30日であり、企業側が是正内容を考慮せず、形式処理を優先したものと認識されます。

【添付書類一覧】

- ① 社会保険関係書類送付書（2025年5月29日付）
- ② 離職理由に関する確認書（2025年6月2日付）
- ③ 離職票-2（抜粋：離職理由欄）※2025年6月6日発行

当方は、上記②の確認書に対し、2025年6月2日付で「離職理由欄への異議あり」と正式に記載のうえ返送しております。

その後、2025年6月6日付で発行・送付された③「雇用保険被保険者離職票-2」においては、以下のとおり、通報者本人が異議を申し立てていることが明記されています。

【離職票-2記載内容（抜粋）】

(16) 離職者本人の判断（選択すること）
☒ 事業主が記入した離職理由に異議あり
氏名：木村俊介

具体的事情記載欄（事業主用）：
「解雇」

上記のとおり、通報者による明確な異議申立てが離職票に正式記載されているにもかかわらず、企業側は「解雇」のまま理由記載を固定し、内容の再検討・調整や貴庁への確認を行うことなく、そのままハローワークへの提出書類として処理を完了させています。

これら一連の動きは、貴庁の是正通知発出直後に行われた企業の対応として、「内部公益通報対応体制の実効的運用」義務を形式的に処理し、実質的には放棄したものと受け止めております。

つきましては、本件をご確認・ご記録のうえ、必要に応じて制度調査の補完や報告記録への反映をご検討いただけますと幸いです。

今後、貴庁からの確認事項等がございましたら、速やかにご対応申し上げます。
引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

木村 俊介
<mailto:shukku9998@gmail.com>